

平成 25 年 3 月 7 日
独立行政法人国民生活センター

経口妊娠中絶薬の安易な個人輸入や使用は危険！

経口妊娠中絶薬といわれる「ミフェプリストン (mifepristone)」あるいは「RU486」は、妊娠が継続するために必要なプロゲステロンと呼ばれるホルモンの作用を止める薬であり、子宮収縮作用のある他の医薬品と一緒に使用したとき、妊娠初期（最後の月経が始まってから 49 日以内）であれば妊娠を終了させることができる^(注1)。しかしながら、これらの経口妊娠中絶薬は、日本国内では医薬品としての承認を受けていない無承認医薬品であり、また、指定医師以外の者（妊娠中の女子を含む。）が薬物又はその他の方法で墮胎する行為は刑法の墮胎の罪に問われるおそれがある^(注2)。

また、経口妊娠中絶薬は、膣からの出血や重大な感染症等の健康被害を引き起こすおそれがあることから、平成 16 年に厚生労働省が注意喚起^(注1)を行い、数量に関係なく、医師の処方又は指示書に基づき必要な手続きを行った場合に限り輸入が可能となるよう、個人輸入が制限された。

しかし、厚生労働省の注意喚起以降も、PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワーク・システム）^(注3)には、インターネットで見つけた経口妊娠中絶薬を購入した等の相談が複数寄せられている。医療機関を受診せずに経口妊娠中絶薬を購入し、使用することは、法律に抵触するおそれがあるだけでなく、重篤な健康被害につながるおそれもあると考えられるにもかかわらず、パソコンや携帯電話等で閲覧できる日本語のホームページ上で経口妊娠中絶薬を一般消費者が容易に購入できる実態が伺えることから、消費者へ注意喚起するとともに関係機関への情報提供を行うこととした。

(注1) 「個人輸入される経口妊娠中絶薬（いわゆる経口中絶薬）について」（平成 16 年 10 月 25 日、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課、「6. 参考資料」(1)参照）

(注2) 「刑法」（明治 40 年 4 月 24 日法律第 45 号、「6. 参考資料」(2)参照）
「母体保護法」（昭和 23 年 7 月 13 日法律第 156 号、「6. 参考資料」(3)参照）

(注3) PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことである。

個人輸入が制限されている経口妊娠中絶薬の商品名等^(注1)

一般名：ミフェプリストン (Mifepristone)

販売名：(EU) ミフェジン (Mifegyne)

(米国) ミフェプレックス (Mifeprex)

(中国) 息隠 (米非司西同片)

(台湾) 保諾 (Apano)

※開発時の名称である「RU486」とも呼ばれている。

1. 相談事例

【事例1】インターネットで見つけた妊娠中絶薬を個人輸入しようと思い、業者の口座に代金を振り込んだが、業者と連絡が取れない

インターネットで、人工中絶薬セットを販売している香港の業者のサイトを見つけた。サイト内には、「当店では、長年の経験とノウハウに基づき、税関でひっかからないように最大限の対策をした梱包方法で発送します。もし運悪く万が一通関できなかった場合も、無料で再発送します」等と書かれていた。この業者についての書き込みも参考にして購入することにし、業者が指定する日本のネット銀行の口座に代金を振り込んだ。翌日になっても業者から連絡がないので問い合わせのメールを送ったが、宛先不明で戻ってきた。

(受付年月：2012年9月、京都府・20歳代・女性)

【事例2】安全に中絶を行えるという携帯サイトを見て経口妊娠中絶薬を購入した

携帯のインターネット海外サイト日本語版に、手術ではなく中絶できると書かれていた。フランスの会社で開発され欧米やアジアの各国で承認されている経口中絶薬で、妊娠49日以内ならば3日間服用するだけで自然流産の状態ですべて安全に中絶を行える、当社の製品は正規ライセンス品、日本人スタッフ常駐等の記載があった。ウェブ上で、中絶後ケアの抗生物質と止血剤を含む中絶薬セットを注文し代金を振り込んだ。その後サイトをよく見るとパッケージが中国語のため、なぜ中国語パッケージかを問うメールを送ったが返信がない。インターネットの書き込み等に危険性が載っていたので購入を取り消したい。

(受付年月：2012年7月、埼玉県・30歳代・女性)

【事例3】安全性を考えて購入を取りやめたのに薬が届いてしまった

ネット通販で中絶薬を購入しようとして個人情報を入力したが、途中でやり方が分からなくなった。電話で申し込もうとしたが安全性を考えてやはり購入を取りやめた。それなのに薬が届いてしまった。請求書などなくギフトと記載があるが気持ちが悪い。商品は外国から直送されているようだ。このような薬をネットで売買するのは違法か。

(受付年月：2012年2月、埼玉県・20歳代・女性)

2. 経口妊娠中絶薬「ミフェプリストン」について

(1) 国内の法規制等

人工妊娠中絶は母体保護法に基づく指定医師のみが行い得る行為であり、指定医師以外の者（妊娠中の女子を含む。）が薬物又はその他の方法で墮胎する行為は刑法の墮胎の罪に問われるおそれがある^(注2)。

また、「ミフェプレックス」「ミフェジン」「息隠」「保諾」（いずれも一般名は「ミフェプリストン」）は、「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品」^(注4)に該当するため、個人輸入する場合は、必ず医師からの処方箋又は指示書や輸入報告書等、必要な書類を地方厚生局に提出し、確認を受けなければならない^(注5)。

一般的には、個人輸入ができるのは、輸入者自身が服用する場合に限られており、個人輸入した医薬品を、他人へ販売及び譲渡することはできない^(注6)。また、国内の個人輸入代行業者がインターネット等で国内向けに広告を行う行為は薬事法に抵触するおそれがある^(注7、8、9)。

(注4) 平成22年3月19日付薬食監麻発0319第4号「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について」(「6.参考資料」(4)参照)。

(注5) 平成22年12月27日付薬食発1227第7号「医薬品等輸入監視要領の改正について」

(注6) 厚生労働省ホームページ「医薬品を海外から購入しようとされる方へ」(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課)

(注7) 「薬事法」第68条

(注8) 平成14年8月28日付医薬発第0828014号「個人輸入代行業の指導・取締り等について」

(注9) 平成18年3月2日付薬食監麻発第0302001号「薬事法に関する疑義について」

(2) 諸外国の状況

米国では、「ミフェプレックス (Mifeprex)」は一定の資格を満たす医師のみが使用できる医薬品であるが、手術が必要となる出血等の危険性があるため、米国食品医薬品局 (FDA) は、インターネットや個人輸入により入手することのないよう、注意喚起を行っている^(注10)。米国では、2000年9月に医薬品として承認されてから2011年4月末までにおよそ152万人がミフェプリストンを使用したとされており、2207件の有害事象が報告されている^(注11)。

一方、欧州では、イギリス、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン等においてミフェプリストンが承認されている。なお、これらの国においても、その使用は、医師が処方する場合にのみ限定されている。

(注10) 米国食品医薬品局(FDA)ホームページ「Mifeprex (mifepristone) Information」参照。邦文訳が厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/050609-1c.html>)に掲載されている(「6.参考資料」(5)参照)。

(注11) 「Mifepristone U.S. Postmarketing Adverse Events Summary Through 04/30/2011」(米国食品医薬品局(FDA)ホームページ)

3. インターネット上での広告の実態

大手検索サイトで「ミフェプリストン」、「RU486」を検索文字として検索したところ、「個人輸入代行」をうたった多数の日本語サイトにヒットしたため、これらのサイト上の広告、表示を調査した（調査期間：2013年2月12日～15日）。

これらの個人輸入代行サイトでは、無承認医薬品である経口妊娠中絶薬が日本語で広告されており、国内の事業者の場合、薬事法に抵触するおそれがあると考えられた。また、日本国内向けのサイトであると受け取れる広告も散見された。

また、経口妊娠中絶薬は、欧米においても医師の処方に基づいた場合に限り使用されているものであるにもかかわらず、その安全性を強調した内容の広告がみられ、問題であると考えられた。

さらに、指定医師以外の者（妊娠中の女子を含む。）が墮胎する行為は法律に抵触するおそれがあるにもかかわらず、「日本薬事局認可」や「税関で引っかからないように最大限の対策をした梱包方法で発送いたします」など、消費者に誤認を与えるおそれのある広告もみられた。

また、事業者の氏名、住所等、特定商取引に関する法律に基づく表示がなされていないサイトがみられ、法律に抵触するおそれがあった。

※個人輸入代行サイトの広告例

（1）日本国内向けと受け取れる広告（例）

- ・当店では日本人のスタッフが常駐しています。ご注文のやり取りやお問い合わせ、そして万一何かお困りの事が発生した場合には日本人スタッフがもちろん完璧な日本語で親身になって対応いたします。
- ・わかりやすい日本語訳の使用説明書を同梱しています。
- ・日本に7年間も運営している安心と信頼の漢方通販サイト

（2）安全性を強調した広告（例）

- ・現在ではアメリカやアジア各国でも RU486 は承認され、信頼できる中絶薬として広く使用されています。
- ・弊社の医師は提案しています：（中略）副作用があることはでき（ありえ）ません。
- ・息隠この商品が中国に広範使用の物です、絶対安心して下さい。
- ・世界の動向が RU-486 中絶薬の安全性を保障していると考えています。
- ・当品物の安全性は保障がある。政府推薦の最もよい薬品だ。

（3）経口妊娠中絶薬の法的規制について誤認を与えるおそれのある広告（例）

- ・ご安心ください！当店では、長年の経験とノウハウに基づき、税関で引っかからないように最大限の対策をした梱包方法で発送いたします。実際に税関で止められる確立は極めて低い（全体の1%以下）のでご安心ください。もし運悪く万が一通関できなかった場合も、無料で再発送いたします。これは当店だけで行っているサービスです。2回連続で引っかかる確立はほぼゼロです。
- ・RU486 は日本薬事局認可の薬品で、貴方自身が使用するし、その他の人に販売してはならないので、例え医者の方箋がなくても買うことができます。日本の法律にも犯していません。ご安心ください。

4. 専門家のコメント

社団法人日本医師会 常任理事 今村定臣先生

経口妊娠中絶薬ミフェプリストンは、わが国の薬事法上は未承認の医薬品であり、個人輸入には一定の制限がかけられています。

しかし、現実にはインターネットで入手可能なところに医療者として強い懸念があります。

ひとつには、医薬品には例え稀であったとしても、副作用というものがあるということです。これは、現在の医学をもってしても完全に避けることはできないものです。

通常国内で承認された医薬品の副作用で健康被害が起こった際には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による健康被害救済制度が活用できます。しかし、経口妊娠中絶薬は国内で承認された医薬品ではないので、万が一副作用で健康被害が生じても、この制度が適用されることはありません。つまり、もしものときの後ろ盾がないのです。

もうひとつの大きな懸念は、この医薬品によって墮胎した場合、使用した本人にも刑法の「墮胎罪」が適用される可能性が強いことです。

刑法第 212 条では、「妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、1 年以下の懲役に処する。」と規定しています。また、第 213 条では、「女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、2 年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。」としています。

このように、わが国の法律では「墮胎」自体を罪とし、違反した者には罰則があるのが現実です。墮胎罪の適用除外とされているのは、母体保護法の規定に基づき、都道府県医師会の指定を受けた「指定医師」が一定の要件を満たす場合に行う人工妊娠中絶のみです。

以上の理由から、この経口妊娠中絶薬を用いた中絶は厳に控えるべきだと考えます。

5. 消費者へのアドバイス

経口妊娠中絶薬を個人輸入で購入、使用してはいけない

経口妊娠中絶薬とされている「ミフェプレックス」「ミフェジン」「息隠」「保諾」（一般名「ミフェプリストン」）は、日本国内では、医師の適切な指導のもとに使用しなければ健康被害のおそれのある無承認医薬品として、「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの」に指定されているため、医師による処方箋又は指示書なしに個人輸入することは認められていない。

また、指定医師以外の者（妊娠中の女子を含む。）が墮胎する行為は墮胎の罪に問われるおそれがある。

経口妊娠中絶薬は、膣からの出血や腹痛、吐き気、嘔吐^{おうと}などの副作用が知られており、海外では死亡事例も報告されているなど、医療機関を受診せずに個人で使用することは、重篤な健康被害を引き起こすおそれがあり、大変危険である。

経口妊娠中絶薬はインターネットの日本語サイトで容易に購入することができるからといって、絶対に個人輸入及び使用してはいけない。

○情報提供先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

消費者庁消費者安全課

消費者庁消費者政策課

消費者委員会事務局

社団法人日本医師会

公益社団法人日本産科婦人科学会

公益社団法人日本産婦人科医会

公益社団法人日本薬剤師会

公益社団法人日本通信販売協会

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

6. 参考資料

(1) 個人輸入される経口妊娠中絶薬（いわゆる経口中絶薬）について

（平成 16 年 10 月 25 日 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

国内では承認されていない経口妊娠中絶薬は、ときに手術が必要となる出血を起こすことが知られており、欧米でも医師の処方と経過観察が必要とされる医薬品であるため、安易に個人輸入され、使用されることによる健康被害が懸念されます。

そのため、医療機関を受診しないで個人で使用するものの危険性を厚生労働省のホームページや報道機関を通じて呼びかけるとともに、個人で輸入して安易に使用されないよう、以下の措置を行うこととしましたので、お知らせします。

1 厚生労働省のホームページの掲載による注意喚起等

- 1) 経口妊娠中絶薬を医療機関を受診せずに安易に服用することは危険ですので避けていただくよう、厚生労働省のホームページに Q&A を掲載して、広く呼びかけることとしました。
- 2) 健康被害の実態を把握して、注意喚起の対応を進めるために、(社)日本医師会等の関係団体あてに協力を依頼しました。

2 個人輸入代行業者に対する監視指導の強化

個人輸入代行と称している場合でも、不特定多数の者に希望を募る広告を行う等、その形態によっては、薬事法違反に該当するおそれがあるため、あらためて

- 1) 各都道府県に対し、個人輸入代行業者のインターネット上の広告等について、監視指導の徹底を依頼
 - 2) インターネットで広告を行っている個人輸入代行業者やプロバイダに対して警告メールの送付
- を行い監視指導の強化を図りました。

3 個人輸入に対する制限

経口妊娠中絶薬については、これまでは少量であれば厚生労働省での手続きが無くても個人で輸入できていた取扱いを改め、原則として、医師の処方に基づくことが地方厚生局で確認できた場合に限って輸入が可能となるよう、個人輸入を制限することとしました。

(参考) 個人輸入を制限し、注意を喚起する経口妊娠中絶薬の商品名等

一般名：ミフェプリストン(Mifepristone)

販売名：(EU) ミフェジン(Mifegyne)

(米国) ミフェプレックス(Mifeprex)

(中国) 息隠(米非司西同片)

(台湾) 保諾(Apano) (平成 20 年 5 月追加)

開発時の名称である「RU486」とも呼ばれています。

経口妊娠中絶薬「RU486」又は「ミフェプリストン錠」に関する Q&A

Q1. 経口妊娠中絶薬といわれている「RU486」あるいは「ミフェプリストン(mifepri-stone)」

とはどのような医薬品ですか。日本では認められていますか。

- A1. 「RU486」又は「ミフェプリストン錠」は妊娠が継続するために必要なプロゲステロンと呼ばれるホルモンの作用を止める妊娠中絶薬です。

我が国では未承認の医薬品であり、譲渡・販売等は薬事法で禁止されています。

有効成分の「ミフェプリストン」は、子宮収縮作用のある他の医薬品と一緒に使用した時、妊娠後(最後の月経が始まった日から)49日以内であれば妊娠を終了することができるものとして欧米では認可され、医師が使用して経過を観察することが必要とされています。

- Q2. 「ミフェプリストン」は欧米ではどのように規制されていますか。個人で輸入してもいいのですか。

- A2. 欧米では、医師のみが処方できる医薬品とされています。膣からの出血や重大な感染症等の可能性が知られており、医師による投与後の経過観察や、緊急時には医療機関を受診できることが必要とされています。欧米でも医師の処方せんなしで薬局で購入することはできません。また、インターネットを通じて販売されることは認められていません。また、本剤は、卵管妊娠(子宮外妊娠)には効果がなく、それに気付かず適切な処置がなされなければ卵管破裂の危険があることから、米国では医療機関に対する注意喚起がなされています。このようなことから、インターネット上の個人輸入代行会社を通して本剤を入手し、個人で使用することは危険なので、やめてください。

- Q3. 外国で「ミフェプリストンを服用してはいけない」とされているのは、どのような場合ですか。

- A3. 最後の月経が始まった日から49日を超えた場合は、この医薬品の適応の対象となっておりません。また、次の方は服用してはいけないこととされています。

- ・ 卵管妊娠(子宮外妊娠)
- ・ 子宮内避妊具(IUD)使用者
- ・ 副腎に障害のある方
- ・ ステロイド薬物治療を受けている方
- ・ 異常出血のある方、抗凝血剤を使用している方
- ・ ミフェプリストン、ミソプロストールあるいは同様の薬に対してアレルギー反応を持っている方

- Q4. 「ミフェプリストン」によって起こる可能性のある副作用や健康被害は何ですか。

- A4. 外国の添付文書によれば、ミフェプリストンを服用すると、膣からの出血を引き起こす可能性があります。時には、膣からの出血が非常に重くなることもあり、場合によっては外科的な処置により止血する必要があります。

また、2004年11月に、米国では添付文書の警告欄に、敗血症等の重大な細菌感染症や子宮外妊娠患者への投与による卵管破裂が追加されました。

他の副作用としては、下痢、吐き気、頭痛、めまい、腰背痛等が知られています。

(2) 刑法

(明治 40 年 4 月 24 日法律第 45 号) (一部抜粋)

第 29 章 堕胎の罪

(堕胎)

第 212 条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、1 年以下の懲役に処する。

(同意堕胎及び同致死傷)

第 213 条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、2 年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。

(業務上堕胎及び同致死傷)

第 214 条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、3 月以上 5 年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、6 月以上 7 年以下の懲役に処する。

(不同意堕胎)

第 215 条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで堕胎させた者は、6 月以上 7 年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(不同意堕胎致死傷)

第 216 条 前条の罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(3) 母体保護法

(昭和 23 年 7 月 13 日 法律第 156 号) (一部抜粋)

※下線は当センター

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第 14 条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師(以下「指定医師」という。)は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
- 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に^{かみいん}姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

(届出)

第 25 条 医師又は指定医師は、第 3 条第 1 項又は第 14 条第 1 項の規定によつて不妊手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月 10 日までに、理由を記して、都道府県知事に届け出なければならない。

(4) 数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の追加について

(平成 22 年 3 月 19 日付 薬食監麻発 0319 第 4 号) (一部抜粋)

医薬品等の輸入監視については、平成 17 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331003 号厚生労働省医薬食品局長通知の別添「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」に基づき御協力をお願いするとともに、同要領において、数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とされている医薬品の製品名等は、平成 17 年 3 月 31 日付け薬食監麻発第 0331003 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の製品の覧について」において通知しているところではありますが、今般、同通知の別添で示している「1. 健康被害のおそれがある医薬品成分が検出されたもの」及び「2. 医師の適切な指導のもとに使用しなければ健康被害のおそれのある未承認の医薬品」に新たに下記の品目を追加し、別添のとおりとするので御了知願います。

2. 医師の適切な指導のもとに使用しなければ健康被害のおそれのある未承認の医薬品
数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とするもの

2. 医師の適切な指導のもとに使用されなければ健康被害のおそれがある未承認の医薬品

販売名	一般名	包装単位	原産国
ミフェプレックス (Mifeprex)	ミフェプリストン (RU : 486 Mifepristone)	6 錠	米国
ミフェジン(Mifegyne)	ミフェプリストン (RU : 486 Mifepristone)	6 錠	EU
息隠 (米非司酉同片)	ミフェプリストン (RU : 486 Mifepristone)	6 錠	中国
保諾 (Apano)	ミフェプリストン (RU : 486 Mifepristone)	6 錠	台湾

(5) ミフェプレックス (MIFEPFEX) (わが国で未承認の経口妊娠中絶薬) に関する注意喚起について

(厚生労働省ホームページより)

米国等で妊娠初期の中絶に使用されている「ミフェプレックス」(一般名:ミフェプリストン)については、ときに手術が必要となる出血等の危険性があるため、米国食品医薬品局(FDA)では、インターネットや個人輸入により入手することのないよう、注意喚起を行っています。

そこで、この注意喚起を一般の方が容易に正しく理解することができるよう、特に重要な事項の邦文訳を掲載いたしました。

※ミフェプリストンについては、数量に関係なく、医師の処方せんまたは指示書に基づき必要な手続きを行わない限り、個人輸入することはできません。

一般名:ミフェプリストン(MIFEPRISTONE)

商品名:ミフェプレックス(MIFEPREX)(開発時の名称である「RU486」とも呼ばれています。)

欧州においてはミフェジン(MIFEGYNE)の商品名で販売されています。

中国では息隠(米非司酉同片)の商品名で販売されています。

台湾では保諾(Apano)の商品名で販売されています。

ミフェプレックスに関する情報

(米国食品医薬品庁(FDA)の公表する、一般消費者向け注意喚起より抜粋)

- ・インターネットを介して、ミフェプレックスを購入すべきではありません。
- ・ミフェプレックスには、その流通に関して、特別な安全性上の制限が設けられています。

米国食品医薬品庁(FDA)の公表する、ミフェプリストン(ミフェプレックス)に関する患者向け情報より抜粋

Q. ミフェプレックスは何の薬ですか？

A. 妊娠状態を保つために必要なホルモンの働きを抑える作用がありますが、妊娠後期中絶の用途では承認されていません。妊娠初期とは、最後の月経開始日から49日以内を指します。ミフェプレックスを服用した女性100人中5~8人程度が、中絶を完了するため又は膣からの多量出血のため、手術を必要とします。

Q. ミフェプレックスを服用してはいけない人は？

A. 次のような人は、ミフェプレックスを服用してはいけません。

- ・最後の月経開始日から49日以上を経過している妊娠している人
- ・子宮内避妊具(IUD)を装着している人
- ・子宮外妊娠(卵管妊娠)と診断された人

※子宮外妊娠(卵管妊娠)に対する中絶効果はなく、それに気づかず服用し、適切な処置がなされなければ卵管破裂の危険性がある。

- ・副腎に障害がある人
- ・抗凝血薬を服用している、又は出血傾向がある人
- ・ステロイド剤を服用している人
- ・医師による経過観察を受けられない人
- ・服用後の2週間、容態が急変したときにすみやかに医療機関を受診することが困難である人
- ・ミフェプリストン、ミソプロストール又は同種の薬に対するアレルギーがある人

Q. どのような副作用がありますか？

A. ミフェプレックスの主な副作用としては、次のようなものがあります。

- (1) 膣からの多量出血(手術を要する場合がある。)
- (2) 腹痛、吐き気、おう吐等
- (3) 発熱(感染症、その他重大な副作用の兆候の可能性のある。)